奈良工業高等専門学校情報システム統括室運営委員会規程

令和６年５月１６日制定
令和７年３月１３日改正

（設置）
第１条　奈良工業高等専門学校に，情報システム統括室規程（以下「統括室規程」という。）第６条に基づき，情報システム統括室運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（目的）
第２条　委員会は，情報システム統括室の管理・運営に必要な事項について審議することを目的とする。
（組織）
第３条　委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。
一　統括室規程第４条第１項第一号から第二号に記載する者
二　副校長（教育担当）
三　学生課長
四　学生課事務職員のうち，学生課長が指名する者
２　委員会が必要と認めるときは，第１項に記載する者以外の者を出席させ，その意見を聴くことができる。
（委員長）
第４条　委員長は，統括室規程第４条第１項第一号の者とし，委員会を招集してその議長となる。
２　委員長に事故あるときは，統括室規程第４条第１項第二号の者がその職務を代理する。
（審議事項）
第５条　委員会は，第２条の目的を達成するため，統括室規程第３条に掲げる事項をもとに，必要となる事項を審議する。
（事務）
第６条　委員会の事務は，学生課で行う。
（雑則）
第７条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附　則
この規程は，令和６年５月１６日から施行する。
附　則
この規程は，令和７年４月１日から施行する。